

令和4年12月20日

市民のみなさんへ

庄原市役所 西城支所長
(総 務 室)

行政文書の発行について

令和4年12月20日付けの行政文書をつぎのとおり発行します。

★ 回覧文書

表 題	備 考	担 当
市営住宅(公営住宅)入居者募集について	両面	環境建設部 都市整備課
市営住宅(特定公共賃貸住宅)入居者募集について	両面	
水道管凍結対策のお願い	両面	水道局 水道課
マイナンバーカードの受け取りについて	表面①	企画振興部 企画課
しょうばら脱炭素地域推進ニュース	裏面①	環境建設部 環境政策課
空き家の無料相談会の開催について	表面②	企画振興部 自治定住課
「庄原まちなか交流施設」利用のご案内	裏面②	企画振興部 商工観光課
国営備北丘陵公園イベントのご案内	両面	
庄原市上野総合公園だより	両面	上野総合公園
ふるむざすいむ	両面	教育部 西城教育室
レベルアップスポーツ教室スキー教室参加者募集！！	両面	教育部 生涯学習課
庄原さくらスポーツクラブだより	両面	
総合体育館だより	両面	総合体育館
土地改良区通信	両面	西城支所 地域振興室
庄原市老連 広報 第40号	外注カラー A3 2つ折り	生活福祉部 高齢者福祉課

◎ 行政文書のお問い合わせについて

詳しくは庄原市ホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までご連絡ください。

市役所内の各課・センター・室・局・係へ直接電話できる直通電話を設置しています。

電話番号をご確認のうえ、担当課へ直接お問い合わせください。

〒729-5792 庄原市役所 西城支所 電話番号 (0824)82-2121(直通)

F A X (0824)82-2083



土地改良区通信

令和4年度発行

庄原市内土地改良区の合併について

庄原市内に存在する5土地改良区【庄原市・西城町・口和町・比和町・高野町】が、来年の4月1日を目標に合併することになりましたので、関係組合員の皆様にご報告をいたします。合併の方法についてですが、現庄原市土地改良区に4土地改良区が吸収される形で合併となります。

合併協議に関する経過を簡略的にご報告させていただきますが、令和2年2月12日から令和3年1月26日までの間に3回理事長会議を開催し、意見交換及び合併協議を行ない、合併という方向で話がまとまりました。このことから令和3年2月22日に全理事長による庄原市長への合併に関する報告が行われました。それから本格的に土地改良区合併推進を図ることを目的に、令和3年10月15日に合併準備委員会を設立、令和4年3月1日までの間に4回同委員会を開催し、統合整備計画素案に係る検討を行い当該素案が取りまとめられました。令和4年4月21日には、合併推進協議会を設立しまして、令和4年7月29日までの間に4回同協議会を開催し、統合整備計画素案の最終検討を行い、統合整備計画が確定いたしました。その内容を基に合併予備契約書が作成され、令和4年11月1日、庄原市役所5階第1委員会室におきまして、合併予備契約調印式が執り行われました。立会人として庄原市長、広島県北部農林水産事務所長立会の下、各土地改良区の理事長が合併予備契約書に調印をされました。そして、令和4年12月14日、合併に関する議案承認や仮決算関係議案等について総代会で承認されました。

今後は、吸収母体である庄原市土地改良区が、吸収合併認可申請書等を作成されまして広島県に提出する段取りとなります。当該申請書が認可(4月1日予定)となった時点で合併となり、庄原市土地改良区以外の土地改良区は認可と同時に消滅となります。

統合整備計画の内容について

統合整備計画の主な内容につきましては、下記記載のとおりです。

□土地改良区の名称は、庄原市土地改良区です。

□所在地は、庄原市中本町一丁目10番1号で、事務所は、庄原市役所2階環境建設部建設課内に設置されます。

□合併後の土地改良区の地域は、各土地改良区の定款第3条に定める地域となります。ただし、土地台帳に記載されていない土地は除きます。地区外地域の事業を行う場合は、定款第3条に当該地域を編入します。

□事業についてですが、各地区から提出された事業施行依頼書に基づき事業を把握し、広島県及び庄原市と連携し、土地改良事業計画を策定、緊急性の高いものから事業内容にあった補助事業を適用して事業要望地区の土地改良事業を施行していきます。

□合併後の役員数と総代数についてですが、理事が18人、監事3人とし、総代の定数は、50人となります。任期につきましては各々4年です。各地区の定数については、次ページの表のとおりです。

土地改良区名	理事	監事	左記被選挙区	総代	左記投票区
庄原市土地改良区	9人	1人	第1～第7被選挙区	25人	7投票区
西城町土地改良区	3人	1人	第8被選挙区	9人	1投票区
口和町土地改良区	2人		第9被選挙区	5人	1投票区
比和町土地改良区	2人	1人	第10被選挙区	5人	1投票区
高野町土地改良区	2人		第11被選挙区	6人	1投票区

☆4土地改良区からの監事選出について:合併推進協議会の協議結果により、第1期目の監事は、西城町土地改良区と高野町土地改良区から選出されることになりました。

□合併後の土地改良区運営経費に充当するための経常賦課金については、事業、または事業による借入金をされた組合員さんに対してのみ、下記記載の賦課基準により賦課させていただきます。

■経常事業費割賦課金【事業完了後に賦課されます。】

・県営事業をされた場合:当該年度事業費に0.2%を乗じた額【地元負担が伴う事業のみ】を当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課します。

・団体営・単県事業をされた場合:当該年度事業費に0.5%を乗じた額を当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課します。

■経常償還金割賦課金【毎年12月1日に賦課されます。】

・借入金の償還が完了するまで、償還金に充てるために賦課される賦課金の1%相当額を賦課します。

□事業に係る特別賦課金につきましては、下記のとおりです。

■事業賦課金【事業完了後に賦課されます。】

・事業に伴う地元負担金を徴収するため事業施行地区の組合員に対して、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課します。【事業完了後に事業内容精算書と共に賦課通知書を送付します。】

■償還賦課金【毎年12月1日に賦課されます。】

・借入金の償還に充当するために、関係組合員に対して地積割に賦課します。

□賦課金の納入方法ですが、合併後の土地改良区が指定する金融機関【庄原農協】で個人納付または口座振替、そのほか他銀行からの振込による方法等をお願いします。

合併後の土地改良区が行う新たな取り組みについて

土地改良事業の推進以外に、土地改良施設の適正な維持管理を支援するため、日本型直接支払制度交付金事業【中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業をいう。】に取組んでおられる活動組織からの要望に基づきまして受託契約の締結により、活動組織にとって負担となっている事務を土地改良区が代行することいたしました。ただし、活動日誌及び写真、予算に基づく支払いについては、活動組織に委ねるものとします。土地改良区の行なう事務代行ですが、組織から提出された簡易活動日誌、写真データを基にパソコンで日誌の作成や支払領収書等の提供を受け金銭出納簿を作成します。その他に活動組織への支援と指導、役員会及び総会提出議案の作成、確定申告用証明書の作成、市役所に提出する必要書類【収支報告書及び実績報告書等々】は、全て土地改良区が行います。

事務代行の依頼に係る委託料は、活動組織に交付される交付額の10%以内としており、新規事業申請時または5年一期経過後事業再申請時の委託料は、事務量が多いことを考慮し、活動組織に交付される交付額の15%以内とします。